



発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■インボイス制度に関するQ & A ■

国税庁から公表されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A（インボイス制度に関するQ & A）」が令和 7 年 4 月 21 日に改訂されました。

すでに公表されていた「多く寄せられるご質問」、「インボイスの取扱いに関するご質問」の内容が 10 問追加されており、また、既存の間に注意点等が追記されているものもあります。

(1) 問 11 新たに設立された法人等の登録時期の特例（既存の間に追記）

事業を開始した日の属する課税期間から課税事業者を選択するためには、当該課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出する必要がありますが、条文上、提出期限として定められているわけではありません。例えば、事業を開始した日の属する課税期間の末日が 6 月 30 日（日）だとした場合、確定申告書の提出期限のように、国税通則法第 10 条第 2 項によりその翌日である 7 月 1 日（月）までに提出すれば良いわけではなく、あくまでも課税期間の末日は 6 月 30 日であることは変わらず、もし、7 月 1 日に課税事業者選択届出書を提出した場合には、やむを得ない事情により 6 月 30 日までに提出できない場合を除き、事業を開始した日の属する課税期間の末日（6 月 30 日）までに提出したことにはならず、事業を開始した日の属する課税期間から課税事業者となることはできません。

（消費税法第 9 条 小規模事業者に係る納稅義務の免除） 4 第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（略）が 1,000 万円以下である課税期間につき、第 1 項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（略）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

また、新設法人等の登録時期の特例の条文は下記の通りですが、こちらについても、今回のインボイス制度に関するQ & A で追記された通り、提出期限はあくまでも「事業を開始した日の属する課税期間の末日」となります。

（消費税法施行令第 70 条の 4 登録の時期等に関する特例） 登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の財務省令で定める課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した法第 57 条の 2 第 2 項の申請書を当該課税期間の末日までに提出した場合において、同条第 3 項の規定による登録がされたときは、当該課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

消費税の他の届出、申請等においても同様に定められているものも多く、消費税に限らず他の税目においても、届出等の提出期限には十分ご注意ください。

(2) 問 72-2 適格請求書の記載事項のインターネットでの公表（「インボイスの取扱いに関するご質問」より追加）

本問の前提として、書面の領収書に売手のホームページの URL が記載されており、その URL から領収書には記載がないインボイスの記載事項を確認することができます。複数の書類、電磁的記録でインボイスの記載事項を満たそうとする場合には、それらの関連が明確である必要があるため、例えば領収書に URL の記載がない場合には、関連が明確でなくインボイスとして認められない可能性があると思われます。